

議案第2号

守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権の放棄について

守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権を、次のとおり放棄する。

令和7年2月19日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

年 度	債 権 の 種 類	放 棄 す る 債 権 の 額	件 数	理 由 等
昭和55年度	貸 付 金	22,000円	1件	令和6年11月11日付け で死亡
合 計		22,000円	1件	

放棄する貸付金に係る守口市奨学資金条例第11条の規定に基づく債権放棄の日までの延滞金についても放棄する。